



茶内小だより

茶小の教育目標 ○思いやりのある子 ○自ら鍛える子 ○進んで学ぶ子

日常の教育活動につきましては、学校ホームページをご覧ください。



<https://www.townhamanana.jp/ctai/aisho/index.html>

11月行事予定

日	曜	学校行事・PTA行事など
1	日	
2	月	安全点検日 かぜ調べ(月・水・金)
3	火	祝日 文化の日
4	水	みんなの広場
5	木	眼科検診
6	金	漢字検定
7	土	
8	日	
9	月	家庭学習週間(～14日)
10	火	
11	水	
12	木	たてわり班清掃
13	金	児童委員会
14	土	
15	日	
16	月	家庭学習週間調査票回収
17	火	
18	水	茶内リンク管理運営の会総会
19	木	読書活動推進事業(授業公開) 午前授業(1・2年)
20	金	クラブ
21	土	
22	日	
23	月	祝日 勤労感謝の日
24	火	学校評価児童アンケート実施
25	水	租税教室(6年)
26	木	たてわり班清掃
27	金	学校便り配付
28	土	
29	日	
30	月	参観日(低) 保護者アンケート配信

技術をつたえる

校長 飯屋崎 修

札幌地区を中心に全道各地で熊が出没しています。夏には長野県のキャンプ場でテント内の食料をあさるため女性が襲われたり、新潟県では山里から離れた海沿いで襲われるなど、人が近くにいるにも恐れない人慣れ熊が増えています。冬眠に向けて栄養を蓄えるため行動範囲を広げていて、「北海道では町の中にまで熊が出る」と、今までさりげなく言っていた冗談が冗談で無くなってきました。子供達には人通りのない所、暗い所に行かないよう話をしています。いつ茶内地区にも現れてもおかしくありません。そうすると登下校の送り迎えなどの対策を取らなければなりません。出てこないよう願うばかりです。

さて、今年には新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、茶内盆踊り大会、茶内八幡神社祭など毎年地域で取り組んできた伝統行事が中止や内容削減などを強いられました。地域の伝統行事は、年輩者から若者へ、大人から子どもへ、そして上級生から下級生にきちんと伝統が継承されていきます。昨年度の御輿、山車、獅子舞、鳴子などの様子や写真、お話を聞いて強く感じています。昔はさまざまな職種の職人さんがいて、親方の技を盗みながら、黙々と作業をする姿が普通に見られました。子供の時には、それを立ち止まってあきずに見ていたものでした。「学校で教えてくれるのは大学でも尋常小学校でもイロハのイでしかねえんだわ。」「自分の指で、眼で、鼻で、体で覚えたものは一生忘れない。」職人さんの言葉です。

社会の営みの中では技術や精神を継承することが大切だと思います。マニュアルを作成しても、その通りに動くだけでは、肝心の事が伝わらないことが多いのです。継承するにはひたすら取り組むしかなく、数をこなさなければだめなのです。たくさんこなして出来たという経験がだいじなのです。学校でも同じです。毎日の勉強にひたすら取り組むしか方法はありません。楽しんで学ぶ方法は、昔も今もないのです。

10月、11月は先生方が、自らの指導技術の向上を図り、子ども達の学びを確かなものにするための強調月間です。

10月14日は、釧路教育局、町教委から指導主事を招いて校内研究会を実施しました。「全クラスの授業を公開」と6年生の「特設授業」を行いました。授業公開後は授業のあり方について先生方で話し合いを行いました。また、11月19日には、指定事業「読書活動推進事業」を5年生の特設授業を設定し公開授業研究会を開催する予定です。

今後も、指導技術の向上と教育の視野を広げるために日々研修を重ねていきます。

茶内リンク管理運営の会

茶内リンクは、平成25年度より新体制(茶内スケートリンクの管理運営の会)で運営することになりました。基礎氷作りを町教委生涯学習課スポーツ係が主体となり、学校のスケート学習に茶内リンクを使用させていただいていますので、保護者・教職員には、班編制して夜に水まきをしていただき、リンクの維持管理に協力をしていただいています。水まきの班につきましては、基本的には昨年度の班と同様です。1年生の保護者につきましては、昨年度の6年生が所属していた班に学校側で割り振らせていただきます。できる範囲でご協力くださいますようお願い申し上げます。



解き方の見通しをもたせる(赤間先生)



見方・考え方を働かせる(6年生)



見方・考え方を伝え合う(6年生)

スケート交換会～11月30日参観日(低)
・霧多布の田中スポーツさんにご協力をいただきます。詳しくは後ほどお知らせします。

いじめアンケート (2回目)

保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

浜中町立茶内小学校 令和2年(2020年)年10月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめとは?

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中のSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていけば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3カ月を目安)。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します(いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します)。
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

学校評価アンケート

コロナ禍におきましても茶内小学校の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして、大変感謝しております。お陰様をもちまして、今年度も8ヶ月を経て、児童は2学期のまとめの時期を迎えていきます。さて、「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育の在り方を検討していかなければならない時期となっております。各種行事、地域との連携など、2学期までの茶内小学校の取組はいかがでしたでしょうか。3学期以降・次年度の教育活動に生かして行きたいと考えておりますので、保護者の皆様の率直なご意見をお聞かせいただければ幸いです。学校評価の日程は次のとおりです。

アンケート配信 11月30日(金) アンケート回答締切 12月4日(金)

ご協力、よろしくお願いたします。

いじめの未然防止、実態把握のために、年間2回のアンケートを実施しています。10/26(月)に2回目のアンケート実施しています。今回のアンケート結果を踏まえ、お子さんと担任が面談をします。「いじめの芽」のうちに対応することで重大事態にならないようにしています。気になる行動がありましたら、学校まで連絡をお願いします。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

茶内小学校 いじめ防止基本方針 の概要

本校では、全教職員が「いじめは、学校内外を問わずいつでもどこでも起こりうることであり、すべての児童がいじめに関わる可能性がある」という基本認識に立ち、次の2点について取り組んでいます。
(1)いじめを「しない・されない・許さない」心情や態度を育てる。
(2)いじめの早期発見を図り、早期対応・解決を図る。

茶内小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

【指導部会】
・生徒指導担当がいじめの予防・開発的な取組を中心に計画立案します。
【問題行動(いじめ)防止対策委員会】
・問題行動(いじめ含)等への対応について中核的な役割を果たします。
※構成員 委員長～指導部長 委員～担任 教頭 養護教諭 教務主任

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和2年度の茶内小学校のいじめ対策組織担当窓口は、教頭です。

連絡先0153-65-2252(学校代表電話)

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか?

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口へ遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか?

A2 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
浜中町教育委員会電話相談(電話)	0153-62-2249 (指導室)	祝日・年末年始を除く平日 8時30分~12時 13時~17時15分



子ども相談支援センターイメージキャラクター